第71号議案

足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正 する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月20日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正 する条例

足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例 (平成10年足立 区条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項、第4条、第5条第2項、第13条第1項及び第18条 第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」 に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用短時間勤務職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号) 附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。) は、この条例による改正後の足立区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(提案理由)

地方公務員法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条 例案を提出いたします。